

## 世界水銀条約のための ZMWG が提案する部分的概念テキスト 2010年3月暫定ドラフト

### はじめに

ゼロ・マーキュリー・ワーキング・グループ (ZMWG) は、スウェーデンで 2010 年 6 月 7-11 日に開催される水銀に関する第 1 回政府間交渉会議 (INC1) のための準備及び関与の一部として政府及びその他の検討のための部分的概念テキスト (添付) を発表する。この概念テキストは草稿であり、INC の討議が展開して新たな情報が発表されるなら、修正の可能性を考慮するものである。それは主として水銀供給と需要; 財務的 / 技術的支援; 貿易、監視、報告に関連する問題に目を向けているので、"部分的" な原案である。廃棄物、産業プロセスのための BAT/BEP (大気排出管理を含む) のような他の領域の提案が今後出るであろう。

この概念テキスト草稿の基本理念は、世界の水銀供給と需要を一連の特定必須義務を通じて段階的に削減することであり、それらには次のようなことが含まれる。

- 短期的には新たな一次水銀鉱山の禁止、及び 2020 年までに既存鉱山の閉鎖
- 水銀保管又は隔離の目的を除いて、元素水銀及び元素水銀への転換が儲けになるような特定水銀化合物の輸出の禁止
- 特定された水銀含有製品が最早途上国に投棄されることがないように、特定の水銀含有製品の製造のスケジュールに基づく廃止、及び関連する輸出の禁止
- 条約でまだ輸出が許される場合には、水銀又は水銀含有製品の輸出のための認可システム
- 塩素アルカリ製造のような製造プロセスにおける水銀使用の廃止
- 条約締約国にならないことによって経済的有利性を求めようとする政府を思いとどまらせるための非締約国に対する貿易制限

製造者及び水銀供給源は潜在的な使用者及び水銀輸入者よりはるかに少なく、したがって輸出管理の方が輸入管理より効果的で効率的であるために、水銀及び水銀製品の輸出管理が重要である。さらに小規模金採掘が既に違法となっている多くの場所において輸入管理は限定した成功しか得られていなかった。

管理措置の多くはこの概念草稿の 付属書類の中に含まれている。この概念草稿は最新のものを提案しているが、締約国会議 (COP) による付属書類の修正のためのプロセスを考慮しており、それによって締約国会議 (COP) は状況の変化及び新たな情報に基づき必要に応じて付属書類を修正することが可能となる。

この概念草稿の付属書 A は、元素水銀輸出禁止に準ずる水銀化合物をリストしているが、その理由は、それらの化合物は元素水銀に変換して儲けを得ることができ、したがって輸出が管理されなければ潜在的な抜け穴になるからである。

付属書 B は水銀製品に適用可能な様々な管理措置を含んでいる。パラグラフ 1 は、水銀含有製品を示しており、パラグラフ 2 は、水銀から作られるが水銀を含まない製品であり、それらは条約の非締約国に対する貿易禁止の対象である。これらの規定は非締約国が締約国より経済的優位性を得ることがないようにするためのものである。付属書 B のパラグラフ 3 は、製造報告書及び輸出認可 / 報告要求の対象となる水銀製品をリストしている。パラグラフ 4 は特定製品の製造及び輸出の廃止のためのタイムテーブルを提供する。

当初は製造及び輸出制限について条約対象とならない製品は定期的な見直しの対象となり、それらについては非水銀代替物の入手可能性が評価され、付属書 B で新たな管理措置が締約国会議に勧告されるかもしれない。

付属書 C は、水銀を使用する産業プロセス、特に塩素アルカリ及び塩化ビニルモノマーの製造に適用可能な管理措置である。

概念テキスト草稿はまた、免除、認可、報告の要素を含んでいる。これらの要素は、条約の効率及び効果を確保するためのある原則の重要性を認めるもので、下記を含む。

- 水銀と水銀製品の世界的な移動を追跡するために、報告書標準様式及び関連するデータベースの保守によって促進される一貫性があり時宜を得たデータ収集と報告
- 条約実施における全ての局面における透明性と、意味のある NGOs の関与のための機会
- 実証された必要性に合致するための時間と量で限定される免除の機会

条約の有効性の監視及び、現在、情報を与えられていない集団、特に開発途上国の集団に対する食物摂取ガイダンスの促進という二重の役割を果たすために水産食物の監視ネットワークが提案されている。監視ネットワークの詳細は実施事項となるが、我々はこのネットワークが既存の魚類及び海洋哺乳類監視プログラムを統合し、合理的な地理的範囲（GIS 地図で示される）を提供するために必要に応じて新たな場所を加えることを期待している。初期監視プログラムが確立された後、条約に基づく活動が水産食物源中の水銀レベルを局所的に、地域的に、世界的に削減しているかどうかを明らかにするために、将来、定期的なサンプルの採取が実施されることが期待される。

財務的及び技術的支援に関する概念テキスト草稿のセクションは条約実施のための二本の柱として、支援と説明責任を確立することが意図されている。最後に、先進諸国に課せられた義務的な評価により資金調達される専用基金の採択提案は、基金が条約の遵守を促し非遵守を思いとどませるようなやり方で運用されるという期待の下に、条約非遵守に対応するためのメカニズムと手続きの INC 合意と明らかに関連している。提案されている専用基金はまた、条約優先事項に対する重点リソース、効果的な支援提供システムの設計、及び意思決定により広範な代表団を含めるための機会を提供する。他の関連する規定は、そのような支援を必要とする諸国のための情報交換、技術移転、能力構築、及び非水銀製品とプロセスへの移行をはかどらせ、排出管理を改善するための研究開発を促進する

---

ゼロ・マーキュリー・ワーキング・グループ (ZMWG) は、2005 年に欧州環境局 (EEB) とマーキュリー・ポリシー・プロジェクト (MPP) によって設立された世界 45 カ国からの 90 以上の公益環境健康非政府組織の連合体である。ZMWG は、世界の環境中の水銀を最小に削減するという目標をもって、全ての人為的発生源からの水銀のゼロ供給、ゼロ需要、ゼロ排出を目指している。我々の使命は、実行可能なら、水銀の世界的供給と貿易及び水銀の世界的需要を廃絶し又は最小化する必須義務を含む法的拘束力のある文書の採択と実施を提唱し支援することである。( [www.zeromercury.org](http://www.zeromercury.org) )

更なる情報についての連絡先：

Elena Lymberidi-Settimo, European Environmental Bureau/ZMWG, Project Coordinator  
'Zero Mercury Campaign', [elena.lymberidi@eeb.org](mailto:elena.lymberidi@eeb.org), T: +32 2 2891301

[www.zeromercury.org](http://www.zeromercury.org), [www.eeb.org](http://www.eeb.org)

Michael Bender, Mercury Policy Project/ZMWG, Director  
[mercurypolicy@aol.com](mailto:mercurypolicy@aol.com), T: +1 802 2239000, [www.mercurypolicy.org](http://www.mercurypolicy.org)

世界水銀条約のための  
ZMWG が提案する部分的概念テキスト  
2010年3月暫定ドラフト

## I. 一次水銀採鉱からの水銀生産の管理に対する提案概念

*目的：この提案は新たな一次水銀採鉱を禁止し、既存の水銀採鉱を廃止することである。*

1. 締約国は、この条約の発効1年後に、一次水銀採鉱から生産される元素水銀の輸出を禁止する。
2. 締約国は、条約発効後はどのような新たな一次鉱山の建設又は操業も認可しない。
3. 締約国は、条約発効前に存在していた一次水銀鉱山について、環境的に適切な鉱山の閉鎖に関連する活動を除いて、操業活動を2020年1月1日までに終了することを求める。
4. 締約国は、この条約によって禁止されないという国内の極めて強い必要性がある場合には、時間と量を限定した上でパラグラフ3からの免除を得てもよい。一次採鉱で生産される水銀の輸出禁止からの免除はない。

*提案概念の説明：一次水銀採鉱は、世界の水銀供給に新たな水銀を加えることになり、プロセス自身が著しい量の水銀を環境中に放出することになるので、最悪の水銀発生源である。パラグラフ1は、一次採鉱から生産される水銀の輸出を防止するので、新しい鉱山を建設するための経済的インセンティブをそぐことになる。キルギスタン共和国は元素水銀を輸出することを目的に、ひとつの大きな一次水銀鉱山を操業していることが知られる唯一の国である。この国が鉱山を閉鎖し、影響を受ける地域の代替経済活動を見つけることを支援するために多大な活動が現在行われている。パラグラフ2は、“新規”の一次水銀採鉱を禁止するが、新規は、条約発効後に認可又は建設される鉱山として定義される。パラグラフ3の下に、国内向けの既存一次水銀採鉱は2020年までに廃止される。*

## II. 締約国間における元素水銀と水銀化合物の貿易管理に対する提案概念

*目的：この提案は、世界の水銀供給を削減する措置のひとつとして元素水銀といくつかの水銀化合物の輸出を制限することである。*

1. 締約国は、条約発効1年後に、長期隔離及び保管の目的を除いて、付属書Aで示される元素水銀と水銀化合物の輸出を禁止する。
2. 締約国は、パラグラフ1の遵守を確実にするために、条約発効1年後に、付属書Aで示される元素水銀と水銀化合物の輸出のための認可システムを採用するが、それは元素水銀と特定の水銀化合物の製造者及び取引者の定期的な検査を含む。
3. 締約国会議は、有効で一貫した取引データが供給されることを確実にするために、最小の認可及び報告要求を確立する。
4. 締約国会議は、元素水銀と特定の水銀化合物の隔離と保管のための世界の長期的能力の開発と調整を容易にするよう協力する。

5. 締約国は、パラグラフ 1 からの時間と量の限定された免除を得てもよいが、それが出来るのは水銀又は水銀化合物が小規模金採鉱又はその時点における条約の下で禁止されている用途のいずれにも使用されない場合のみである。この免除プロセスを通じて水銀又は水銀化合物を輸入している締約国は、その水銀が意図された目的のために使用され、安全に管理されることを確実にするための認可システムを開発しなくてはならず、元素水銀と特定の水銀化合物の国際的な移動を追跡するために、事務局によって求められる取引と使用データを報告しなくてはならない。

*提案概念の説明：金属（又は液体）水銀の輸出の削減、したがって、それによる世界水銀供給の削減は、世界の水銀需要、特に法的制限を執行することが難しい小規模金採鉱のような用途を削減する。水銀入手を難しくし高価にすればするほど代替採鉱手法の使用とよりよい水銀管理を促進することは、UNIDO やその他によって報告されている通りである。付属書 A で示されている輸出制限の対象となる水銀化合物は元素水銀に変換して利益を得ることが可能であるということは、EU の輸出禁止規則又は米国環境保護庁の最近の報告書によって示されている通りである。これらの化合物のあるもの（カロメルなど）は、相当な量が生産されている。下記を参照のこと。*

<http://eurlex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:304:0075:0079:EN:PDF>  
<http://www.epa.gov/hg/pdfs/mercury-rpt-to-congress.pdf>

元素水銀と特定の水銀化合物は、もしその輸出が、(1)他の国における水銀保管又は隔離；又は(2)その水銀がその時点で条約によって禁止されていない用途のためのものであり、免除がパラグラフ 5 の下での取引のために得られているのでなければ、条約発効 1 年後に禁止される。小規模金採鉱のための輸出は許可されない。パラグラフ 2,3,5 は、元素水銀のための認可と取引追跡システムの生成を可能とし、世界の供給を透明性をもって監視し、許可される用途だけに制限することが可能となる。

### III. 水銀利用製品の製造と締約国間における貿易の管理に対する提案概念

*目的：この提案は水銀を含むある製品の製造を廃止するとともに、安全な使用又は寿命末期製品の管理が出来そうにない諸国に投棄されることを防止するために、これらの製品の貿易を制限することである。*

1. 締約国は、付属書 B、パラグラフ 4 で示されるいくつかの水銀製品の製造を禁止する。
2. 締約国は、本条約の下では最早製造することが出来ない水銀製品に含まれる水銀の長期隔離又は保管の促進目的を除いて、そのような水銀製品の輸出を禁止する。
3. 締約国は、保管又は隔離のための付属書 B のパラグラフ 3 にリストされている水銀製品の輸出を管理する輸出認可システムを採用する。
4. 締約国は、水銀製品の製造と輸出に関し、事務局に毎年報告する。
5. 締約国は付属書 B に示されている水銀製品に対する安全な非水銀代替の製造と販売を促進する。
6. 締約国は、一般的に歯科において、特に歯科作業、妊婦及び子どものために、水銀使用と暴露を最小にし又は制限しなくてはならない。
7. 締約国は、非水銀代替が入手可能でない場合、国内の必要を満たすためにパラグラフ 1 からの時間と量の制限免除を得てもよい。

8. 輸出締約国は、機能的な非水銀代替が入手可能ではなく、水銀製品は使用寿命末期において環境的に合理的な方法で管理されるであろうことを示す輸入国については、国内における必要を満たすために、パラグラフ 1 及び 2 からの時間と量の制限免除を得てもよい。

9. [実施委員会] は、本条約の下にまだ製造及び輸出制限の対象でない水銀製品に対する非水銀代替の入手可能性を定期的に見直し、そのような製品のために付属書 B に含まれるべき適切な管理措置に関して締約国会議に勧告する。最低限、見直しプロセスと勧告プロセスは、条約が発効してから 5 年後に開始し、その後 5 年毎に、又はひとつ又はそれ以上の製品に関して新たなそして本質的な情報が [実施委員会] にもたらされ、見直しを早める正当な根拠がある場合に実施する。

*提案概念の説明：パラグラフ 1 は、付属書 B、パラグラフ 4 に含まれるスケジュールに従い、いくつかの水銀製品の製造を段階的に廃止する。第一段階として、世界の多くの場所で大部分既に廃止されている製品の製造は、条約発効 1 年後に禁止される（塗料、農薬、円筒形電池、スイッチ/リレー、体温計/血圧計加圧帯以外の測定機器）。皮膚美白クリームのような化粧品もまた、これらの製品中の水銀使用が不必要で著しい健康リスクを及ぼすので、第一段階の廃止に含まれる。他の製品は、既知の非水銀代替の製造規模の拡大を待って、もっと後の期限の対象となる。ボタン電池は 2018 年が製造廃止期限、体温計/血圧計加圧帯は 2019 年が製造廃止期限、可塑剤は 2020 年が製造廃止期限である。*

今回の廃止対象ではない水銀製品について、パラグラフ 9 で見直しのメカニズムが提案されており、それにより [実施委員会] は定期的に非水銀製品が入手可能かどうか評価し、締約国会議に管理措置が提案される。歯科アマルガムの場合には、製造の制限のための代替が入手可能であると決定された後、発効までに 3 年が与えられる。一方、アマルガム使用と暴露を最小又は制限する手法が、特に歯科作業員、妊婦、子どものために求められる。ランプについては水銀含有基準及びその他の管理措置が条約発効後に開発される。

パラグラフ 2 は、製造禁止が発効している製品の輸出を禁止する。製造禁止が発効する前で、今回はどのような禁止の対象にもならない製品について（すなわちランプ）、パラグラフ 3、4 及び、付属書 B パラグラフ 3 の下に、年次報告と輸出認可が求められる。パラグラフ 7 の下の製造禁止及びパラグラフ 8 の下での輸出禁止から時間的及び量的限定免除が利用可能である。

#### IV. 水銀、水銀化合物、水銀利用製品の非締約国との貿易の管理に対する提案概念

*目的：この提案は、元素水銀、水銀化合物及び水銀製品のあるものについて、条約非締約国との貿易を禁止し、2020 年の初めには、条約非締約国からの水銀を使用して作られたある製品の輸入を禁止するものである。*

1. 締約国は、特に定められていない場合には条約発効 1 年後から、元素水銀、付属書 A の中で示されている水銀化合物、及び付属書 B のパラグラフ 1 で示されている水銀製品の条約非締約国への輸出を禁止する。

2. 締約国は、特に定められていない場合には条約発効 1 年後から、元素水銀、付属書 A の中で示されている水銀化合物、及び付属書 B のパラグラフ 1 で示されている水銀製品について、どの条約非締約国からの輸入も禁止する。

3. 2020年1月1日をもって、締約国は、付属書Bのパラグラフ2で示されている元素水銀又は水銀化合物により製造されたが、それらの水銀を含まない製品の非締約国からの輸入を禁止する。

4. 締約国は、条約非締約国に対する、水銀生産、付属書Aで示される水銀化合物、又は付属書Bのパラグラフ4で示される水銀利用製品の製造のための技術の輸出；又は付属書Cに示される水銀を用いた製造プロセス技術の輸出を禁止する。条約に基づくBAT/BEPとして示される技術はこの輸出禁止対象ではない。

5. 締約国は、条約非締約国に対し、水銀、付属書Aで示される水銀化合物、付属書Bのパラグラフ4に示される水銀利用製品を製造する機器、プラント、又は技術；又は付属書Cに示される製造プロセスでの水銀使用のための補助金、援助、保証、又は保険プログラムを提供しない。この制限は条約の下にBAT/BEPとして示された機器又は技術に適用されない。

*提案概念の説明：パラグラフ1と2は、非締約国が条約締約国よりも経済的な優位性を得ないことを確実にするために、元素水銀、付属書Aに示される水銀化合物、及び付属書Bのパラグラフ1に示される水銀製品の条約非締約国との貿易を禁止する。2010年には、非締約国は付属書Bのパラグラフ2に示す水銀を使用して製造したいいくつかの製品を締約国に輸出できなくなるので、締約国となるようにとの圧力が増大する。締約国は、パラグラフ4及び5の下に、非締約国に対し、水銀又は水銀製品を製造するための技術、又は水銀を利用したプロセスを資金援助する又は輸出することが出来ない。*

## V. ある製造プロセス中での水銀使用の管理に対する提案概念

*目的：この提案は、付属書Cに示されるスケジュールに従い、特定の製造プロセスでの水銀の使用を段階的に廃止することである。*

1. 締約国は、付属書Cに従い、特定の製造プロセスでの水銀使用に関し毎年報告する。
2. 締約国は、付属書Cに従い、特定の製造プロセスでの水銀使用を禁止する。
3. 締約国は、国内の極めて強い必要性に合致するために、パラグラフ2からの時間的及び量的限定免除を取得してもよい。免除にはもっと高い報告要求が伴うであろう。

*提案概念の説明：塩素アルカリ製造での水銀使用は付属書Cのスケジュールに従い廃止される。付属書Cのパラグラフ1及び2は、新たな水銀セル塩素アルカリプラントの建設を禁止し、2020までに既存の施設の閉鎖又は非水銀プロセスへの転換を求めている。付属書Cのパラグラフ5の下に、既存の水銀セル塩素アルカリプラントを持つ締約国は条約発効後1年以内にこの廃止期日を満たすための計画を事務局に提出しなくてはならない。*

*塩化ビニルモノマー（VCM）製造については、アセチレンを用いたVCM製造プロセスのための非水銀触媒が経済的にまた機能的に実行可能であることが証明されているかどうかを評価するために付属書Cパラグラフ3の下にひとつのメカニズムが作られており、その決定がなされてから後、非水銀触媒を採用するために3年の期間が与えられる。再度、付属書Cパラグラフ5の下に、水銀触媒を使用する既存施設を有する締約国は、条約発効後1年以内に非水銀触媒の開発と効果的な使用のための計画を事務局に提出しなくてはならない。*

閉鎖又は転換が図られる塩素アルカリ及び塩化ビニルモノマー（VCM）プラントについて、付属書Cのパラグラフ5は、これらの施設における水銀又は水銀化合物が条約に違反して輸出されないことを確実にするための措置を明確にすることを求めている。

## VI. 特定の免除のレビューと登録のための提案概念

目的：この提案は条約免除申請とレビュープロセスのいくつかの最低要素を含む。

1. 最初の会議で、締約国会議は、条項\_\_\_の下に提出された免除の申請、評価、承認のためのプロセスを決定しなくてはならない。そのプロセスは、適切な専門家、非政府組織、及び他の関心ある団体との協議がもたれなくてはならず、事務局からの支援を受けて [ 実施委員会 ] により運営されなくてはならない。
2. 免除の申請は、免除の必要を正当化し、免除申請に関連する水銀使用と排出を見積り、出来るだけ早い時期に将来の免除を不要にするために現在とられている、あるいはとろうとしている活動について記述する情報を含む。申請は事務局によって全ての締約国に回覧されるべきであり、確立されたレビュープロセスに基づいて締約国は見解を [ 実施委員会 ] に提出してもよい。
3. 全ての免除申請の登録と関連する文書は事務局によって維持され、条約ウェブサイト上で公開される。
4. 免除は、免除の承認において、より早期の期日が特定されていない場合には、基本的には2年で失効する。免除承認は、その免除が意図した目的のために実施されることを確実にする条件を確立するかもしれない。

提案概念の説明：パラグラフ 1 は、最初の締約国会議（COP）は免除申請とレビュープロセスを承認することを予想している。しかし、パラグラフ 1-4 は、その手続きが専門家、締約国、及びその他の利害関係者との協議の機会を含めるべきであることを明確にしている。その手続きは透明で、文書は公開され、免除は特に新たな申請により更新されない限り、基本的には2年で失効する。

## VII. 付属書の修正のために提案概念

目的：条約が実施されるときに、付属書は世界の状況の変化に適応する必要があることを認めつつ、この提案は合理的な、しかし考慮された付属書修正のためのプロセスを提供する。

1. 締約国会議は付属書に対する潜在的な修正を提案し評価するための合理的な手順を採択する。その手続きは、適切な専門家、非政府組織、その他の関心ある団体との協議を図らなくてはならない。付属書の修正は締約国会議で採択されるであろう。

提案概念の説明：付属書修正は、専門家及び他の利害関係者との事前協議を規定する COP によって開発されるべき手続きの下に、COP によって直接なされることが出来る。追加の製品とプロセスが付属書修正プロセスを通じて制限対象となるかもしれない。

## VIII. データの取得と報告の提案概念

目的：この提案一式は、締約国の負荷を最小にする方法で関連性のある妥当な一貫したデータを確保することを目指した様々なデータ収集と報告の規定を含んでいる。

1. 他の場所で言及される報告義務及び締約国会議で要求されるかもしれない追加データは、この提案一式によって統制される。
2. この条約の下に収集される又は報告される情報は公開され、条約ウェブサイトからアクセスできる。事務局は条約を実施するために必要なデータベースを生成し、維持し、その概要を提供し、条約の進捗を監視するために必要な、又は[実施委員会]又は締約国会議による指示によって提供されるデータを分析する。
3. 適切な政府間組織又は非政府組織はデータ収集活動を支援してもよい。
4. [実施委員会]は、締約国会議にこの条約の有効性を測定するために、及び別の方法で実施するために、必要かもしれない追加的なデータ収集活動を勧告する。
5. 可能ならば、事務局は[実施委員会]と協議して、この条約の締約国の負荷を最小にするために様々な報告義務を整理統合し調整しなくてはならない。年次報告は締約国会議のサイクルに合うよう調整される。
6. [実施委員会]又はその被指名者は、条約の実施に関するデータを入手し又は確かめるために求められるかもしれない事実発見の使命を遂行するかもしれない。
7. 締約国が住民に魚類や海洋動物の消費について勧告し、また時間経過に伴う条約の効果を測定することを可能とすることを目的にした生物（すなわち魚類、海洋動物食物源）や関連する無生物を監視するネットワークが出来るとであろう。

提案概念の説明：これらの提案は、条約の効果を決定するために必要なデータを収集し維持するためのプログラムを初めから確立することの重要性を強調している。これらのプログラムの主要素は、締約国による特定の様式での報告、データ収集と分析のための透明性のあるプロセス、及び条約の実績を評価するのに COP を支援することが出来る利用可能な情報源の利用を含む。

パラグラフ7は、条約の効果を監視することと、締約国が食物消費ガイダンスを彼らの住民に提供することを容易にすることの二つの機能を提供する世界の水産食物源及び関連無生物監視ネットワークを確立する。このネットワークは、既存の監視プログラムを統合し、合理的な範囲（GIS マップを通じて図解）を提供するために必要な新たな場所を追加することが予想される。事務局は、この分野の専門家からのガイダンスを求めることが期待され、パラグラフ3の下に、このプログラムを適切に実施し又は運営する他の適当な組織に依存してもよい。最初の監視プログラムが確立されたなら、条約の活動が局所的、地域的、そして世界的に水産食物中の水銀レベルを低減しているかどうかを調べるために、定期的な再サンプリングが将来実施されることが予想される。監視プログラムの詳細は、COP 又は他の実行組織が決定する。

## IX. 技術的及び財政的支援

目的：この提案は、条約の下における技術的及び財政的支援のメカニズムを確立するための基本的な原理を提供する。



1. 締約国は、条約遵守を推進するために、それらを必要とする締約国に情報交換、能力構築、技術支援、及び財政的支援を提供するためのメカニズムを開発することに同意する。
2. 支援供与システムの設計と実施のために重要な考慮は、条約の目的を達成するためのそれらの効果でなくてはならない。他の条約やプログラムとの相乗効果の機会は、この効果を最大にするという文脈で評価されなくてはならない。
3. 締約国は、非水銀製品とプロセス、水銀保管、水銀廃棄物管理と修復、及び水銀排出管理に関する情報交換、研究開発、及び技術移転を促進するために協力する。
4. 締約国は、条約のさらなる実施に向けて能力構築を促進するために協力する。
5. 締約国は、条約実施に当り財政的及び技術的支援を提供することを目的にひとつ又はそれ以上のメカニズムを確立する。そのメカニズムは、条約中の管理手法を遵守達成しようとするために生じる開発途上国の増大するコストを支援するために先進国からの義務的に課せられる寄付金によって資金調達される専用の基金の創設を含む。その専用基金は、この目的のために締約国によって創設される委員会によって管理されなくてはならない。その委員会メンバーは開発途上国の強力な代表を含まなくてはならず、条約の効果を最大にする透明性のあるやり方で運用しなくてはならない。
6. 財政的支援メカニズムは条約義務への遵守を容易にし、非遵守を思いとどませるやり方で設計され運営されなくてはならない。したがって、専用基金と条約の非遵守メカニズム及び手続きは、補足的支援と一括責任義務の一部として、これらの INC 討議の間に一緒に採択されなくてはならない。
7. 締約国は、開発機関からの財政的支援を促すために、条約の実施に関わる活動をするそのような機関のプログラムと提携するための適切な機会を追求する。

*提案概念の説明：これらの提案は、条約の下での財政的及び技術的メカニズムを構築するための概念的構造を提供するものである。構造の土台は：(1) 条約優先事項との一貫性と供与システム支援における最大効果を確実にするために条約によって統制されるメカニズムへの信頼；(2) そのような一貫性と統制を確実にするために条約の下における専用の基金への新たな追加的リソースの準備；そして (3) 遵守を促進し非遵守を思いとどまらせるやり方で財政的メカニズムにより調整することが出来る、非遵守の特定とそれへの対応のためのメカニズムの創出 - である。これらの提案を通じて、条約の効果を促進する二つの柱として、適切な財政的支援と責任義務を確立することを NGO は追求する。*



## 付属書 A - 水銀化合物

締約国間での輸出禁止対象及び非締約国との輸出 / 輸入禁止対象となる水銀化合物

- a. 塩化水銀(I) 汞 (かんこう) 又はカロメルともいう
- b. 酸化水銀(II)
- c. 硫化水銀(II)
- d. 硝酸水銀(II)
- e. 辰砂鉱石
- f. 少なくとも水銀重量濃度 95 重量%の水銀合金を含んで、他の物質との金属水銀混合物
- g. [予備]

## 付属書 B - 製品

### 1. 条約の非締約国との輸出 / 輸入禁止対象となる水銀利用製品

- a. スイッチ及びリレー
- b. 医療機器を除く測定機器<sup>1</sup>
- c. バッテリー
- d. スキン・クリーム及び石けんを含む化粧品
- e. 農薬 / 殺菌剤
- f. 塗料
- g. 2019 年 1 月 1 日現在の医療機器
- h. 2020 年 1 月 1 日現在の可塑剤

原注 1 付属書 B における測定機器は、温度や圧力のような環境、身体、機械中の状態を測定する製品である。このカテゴリーは温度計、気圧計、高温計、マンメーターを含む。医療機器は測定機器の一部であり、主に体温計及び血圧計加圧帯である。

### 2. 条約の非締約国からの輸入禁止対象となる水銀の使用に由来する製品

- a. 水銀セル塩素アルカリプロセスから製造される塩素及び/又は苛性ソーダ
- b. 水銀触媒の使用により製造される塩化ビニル

### 3. 製造輸出認可 / 報告要求の対象となる水銀使用製品

- a. スイッチ及びリレー
- b. 医療機器を含む測定機器<sup>1</sup>
- c. バッテリー
- d. 歯科アガルガム
- e. ランプ
- f. 可塑剤
- g. 農薬 / 殺菌剤
- h. 塗料
- i. ワクチン及びその他の医薬製品
- j. スキン・クリーム及び石けんを含む化粧品
- k. 保存剤
- l. 製造者がどの年間でも 1 トン以上水銀を消費する他のすべての製品

### 4. 製造と締約国への輸出禁止対象となる水銀利用製品

- a. 条約発効時点の 1 年間に存在したスイッチとリレー
- b. 条約発効時点の 1 年間に存在したボタン電池以外のバッテリー
- c. 条約発効時点の 1 年間に存在した塗料
- d. 条約発効時点の 1 年間に存在した農薬 / 殺菌剤
- e. 条約発効時点の 1 年間に存在したスキン・クリーム及び石けんを含む化粧品
- f. 2018 年 1 月 1 日現在のボタン電池
- g. 条約発効後 1 年現在の医療機器以外の測定機器
- h. 2019 年 1 月 1 日現在の医療機器
- i. 2020 年 1 月 1 日現在の可塑剤



- j. [実施委員会]によって安全で機能的な非水銀代替が合理的なコストで入手可能であると決定された後3年後現在の歯科アマルガム。もし、その決定が、ある手続き又は集団のための水銀歯科アマルガムの限定的応用を規定するなら、その禁止はそのために水銀アマルガムが適切であるとみなされるこれらの手続きに適用してはならない。
- k. [実施委員会]は、ランプの水銀含有を禁止する又は制限するための管理措置を締約国会議に提案しなくてはならない。管理措置はランプのタイプ又は機能、及び水銀代替の入手可能性によって変わってもよい。

## 付属書 C - 製造プロセス

1. 締約国は、この条約発効日の1年後から水銀を使用した塩素又は苛性ソーダを製造するための新たな施設の認可又は建設、又は既存施設の拡張を禁止する。
2. 締約国は、2020年1月1日以降、塩素及び/又は苛性ソーダを製造するための水銀使用を禁止する。
3. 締約国は、[ 専門家又は実施委員会又はこの条約によって創設された組織 ] による機能的な非水銀代替プロセスがアセチレン・ベースのプロセスに替わって入手可能であるとする決定後、3年以内に塩化ビニルモノマー製造のための水銀又は水銀を含む触媒の使用を禁止する。
4. 加盟国はこの条約発効1年後から毎年、塩化ビニルモノマー、塩素、又は苛性ソーダの製造のための前年度の施設並びに消費した水銀の量を条約事務局に報告する。
5. もしある加盟国が塩化ビニルモノマー、塩素、又は苛性ソーダの製造のために水銀を使用する1つ又はそれ以上の施設を持っているなら、塩化ビニルモノマー、塩素、又は苛性ソーダの製造のための非水銀製造プロセスへの移行計画を提出し；閉鎖又は転換されたときに、これらの施設の水銀又は水銀化合物が条約の輸出制限を遵守して管理されることを確実にするために、取られるべき措置を特定する。この計画は、条約発効日から1年以内に求められ、パラグラフ2又は3からの免除のためのそれぞれの申請の一部として更新される。